

(10) 経営評価

ア 実施状況

① 対象

- 知事が経営している2事業会計
 電気事業
 工業用水道事業

② 実施時期

- 産業労働部長の評価 令和元年6月

③ 評価に用いたデータ

- 収支計画の達成状況
 営業計画の達成状況
 電気事業： 経常収支比率、目標（売電）電力量、設備利用率
 工業用水道事業：経常収支比率、契約率
 事業を取り巻く状況の変化

④ 評価に用いた観点及び判定基準

観点	観点の内容	評価区分	評価基準
公益性 (必要性)	○事業の経営状況や社会経済情勢の変化等を踏まえた公営企業として実施する事業の妥当性	A：「高い」	事業を実施する必要性が高い、又は高くなっている。
		B：「普通」	事業を実施する必要性がある、又は以前と変わらない。
		C：「低い」	事業を実施する必要性が低い、又は低くなっている。
経済性	○経営目標達成率、収支計画の達成率	A：「高い」	全ての経営目標を達成している。
		B：「普通」	収益目標は達成しているが、営業目標に未達成のものがある。
		C：「低い」	収益目標を達成していない。

総合評価の判定基準

総合評価の内容	評価結果	判定基準
上記観点からの評価を基本に、事業の今後の推進方向について総合的に評価	A：「着実に推進」	「公益性の観点」の評価結果が「A」又は「B」判定で、「経済性の観点」の評価結果が「A」判定の場合
	B：「改善を図りながら推進」	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合
	C：「見直しが必要」	「公益性の観点」の評価結果が「C」判定で、「経済性の観点」の評価結果が「B」判定の場合、又は「経済性の観点」の評価結果が「C」判定の場合

※総合評価がこの表でA、Bになる場合でも、損益計算に現れない問題等が発生している場合は、B又はC評価にランクを落とすことができる。

イ 経営評価結果の概要及び評価結果の反映状況

事業名	事業を取り巻く状況の変化	評価結果			評価結果の反映状況 (次年度の事業経営の推進方向)
		公益性	経済性	総合評価	
電気事業	<p>東日本大震災を契機とした原発事故に伴い、平成24年7月から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）が施行され、再生可能エネルギーの導入が拡大している。</p> <p>また、2015年にパリ協定が採択され、日本も批准したことにより、国内外で地球温暖化対策への関心が高まっている。近年では、RE100に取り組む企業等が増加し、水力を含む再生可能エネルギーに対する需要の拡大も期待されている。</p> <p>一方、系統の空き容量がなくなりつつあり、送電線の増強費用を接続希望事業者が共同で負担する、電源接続案件募集プロセス等が全国的に行われている。北東北エリアについては、辞退者が出たことなどから、計画見直しが行われており、プロセスの遅延が生じている。</p>	A	B	B	<p>「新エネルギー立県秋田」の創造のため、既存発電所の大規模改良による能力増強や新規発電所の開発などに取り組んでいる。</p> <p>再生可能エネルギーである水力発電の導入拡大は、国及び県のエネルギー政策や温暖化対策に合致しており、電力システム改革の推進等による事業環境の変化に対応しながら、電力の安定供給と安定的な経営に取り組んでいく。</p>
工業用水道事業	<p>既存ユーザーの節水意識は近年高まっており、利用実績に合わせた契約水量の変更希望がある。</p> <p>また、人件費及び物件費が上昇傾向にある。</p>	A	A	A	<p>平成19年度から2期にわたり活用してきた指定管理者制度を令和元年度まで継続する等、経費削減に努めている。</p> <p>現在、老朽化した送水管の二系統化に取り組んでおり、引き続き、県内産業の発展に寄与するため、給水収益の確保と健全経営の維持に努めていく。</p>

※総合評価がこの表でA、Bになる場合でも、損益計算に現れない問題等が発生している場合は、B又はC評価にランクを落とすことができる。